

## 病院広告・情報の利用法 こうした見方で病院選びを

健康エクスプレス No. 3 4

いざ病気に罹った時、意外に難しいのが病院選びですね。内科・外科・婦人科といった診療科目の表示だけで病院を選んでもよいのでしょうか。徐々にではありますが、病院のさまざまな情報が公開されてきました。今回は病院の広告や情報の活用法についてです。

### 病気のとき、どこに行きますか？ 病院情報の利用法

#### (1) 広告制限のある病院

最近ではホームページやさまざまな本で病院の特徴を知ることができるようになってきました。それでも、身近にある病院すべてを網羅しているわけではないので、やはり病院選びは難しいのではないのでしょうか。明治39年に旧医師法が制定されて以来、平成14年に医療法が改正されるまで、名称・所在地・電話番号・診療科・医師の氏名など限られた情報しか広告ができませんでした。しかし、平成14年の法改正により、専門医資格、治療方法、平均在院日数、手術件数などが、広告できるようになりました。

#### (2) 診療科目は得意科目？

「内科」の表示がある病院は「内科」の診療技術が優れ、何らかの特別な資格があるのでしょうか。実は、病院がどの表示を掲げるかについては、医師の資格などに制限はないのです。病院が掲げる内科・外科・整形外科などの診療科目は「標榜科目」と呼ばれ、法により医師の場合32科目、歯科医師の場合4科目の指定がありますが、この標榜科目の選択は麻酔科を除いて病院側の任意で掲げることができるのです。病院の診療科目だけでは本当にその診療科目を得意とする専門病院であるかどうか、いちがいに判断はできないのです。

#### (3) 専門医はここにいる

診断の結果、病状が軽微ではないときは、なるべくその専門分野の医師の診断を受けたいものです。上記(1)でご紹介したとおり、平成14年から専門医資格を表示できるようになっています。ただし、その資格については厚生労働省が認定する団体から与えられた45資格(平成18年3月24日時点)に限られています。この資格は必ずしも病院の広告や看板などに表示されているとは限りませんが、専門医を認定する学会のホームページでは、専門医の名簿を公開しているところもあります。

また、平成14年の法改正により治療法も広告できるようになりましたので、最新の特殊な治療法を求める場合には、便利になりました。併せて、手術の症例数もその専門性のある程度証明するものですが、治療の成果を保証するものではありませんから、手術の症例数だけを頼りに病院を選択することは好ましいものではありません。

【専門医表示の例】  
皮膚科専門医、小児科専門医、心臓血管外科専門医、消化器内視鏡専門医など



### 国が進める病院の情報提供

#### (1) こうした情報も参考に・・・

厚生労働省を中心に推進している「(財)日本医療機能評価機構」という第三者機関が客観的に病院を評価した結果も参考になります。これは病院の経営から患者の安全確保や診療の質など、多面的に病院を評価するものです。ただし、この評価の受審が病院にとって義務ではないことと、その結果の公開についても義務化されていないことから、評価結果を知ることができないケースがあります。ただし、病院によってはホームページで公開していることもあります。

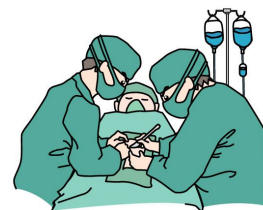
#### (2) 患者さんが適切な医療を選択するために

今年6月医療法をはじめとする医療制度改革関連法が成立しました。その目指したものの一つに「医療情報の提供と適切な医療の選択の支援」があります。具体的には、都道府県が各病院の情報を集約して、情報提供する制度があります。東京都や他の一部の県では、情報をホームページで提供する仕組みができています。

(例:『東京「ひまわり」』<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>)

こうした医療情報は患者さんにとって役に立つものですが、その一方で、治療の選択に関して、自己責任の重要性が増すものであるということを忘れてはいけません。

(注)入院ベッド数を基準として、病院は20床以上、診療所(医院・クリニック含む)は19床以下という区分があります。文中は、『病院』の呼称でご説明しましたが、診療所についてもほぼ該当する内容です。



《皆様の安心と安全のプレイントラスト(専門顧問グループ)》

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド 担当: 八城一浩

〒107-0052 東京都港区赤坂3-1-2 AU 赤坂ビル4F TEL 03-3582-4511